
第三次 豊島区

自転車等の利用と駐輪に関する総合計画 (素案)

～誰もが居心地の良い歩きたくなるまちの実現に向けて～



令和7年（2025年）11月

豊島区

はじめに

区は、これまで、二次にわたり「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」に基づいて、かつて喫緊の課題であった放置自転車対策として、鉄道事業者や道路管理者、警察関係者等の協力を受けながら、駐輪場の整備や啓発活動を進めてきました。その結果、放置自転車は、平成11年度に一日あたり 14,688 台あったものが、令和6年度には 714 台まで減少しました。

一方で、近年、子ども乗せ自転車や電動アシスト自転車の普及が拡大しており、電動キックボードなどの新たなモビリティにも対応した交通安全対策や駐輪場での収容スペースの確保も求められています。また、駐輪場の再整備にあたっては、老朽化対応にとどまらず、朝夕夜の通勤通学時だけでなく、昼から夕方集客施設等の利用を目的とする自転車駐輪需要や、キャッシュレス化など利用に係るニーズがますます多様化・高度化しており、これらにも的確な対応をさらに進めていく必要があります。その際、より効率的に管理運営、再整備する手法を採用していくことも考えていく必要があります。

また、少子高齢化の進展に伴う健康志向や地球環境問題など環境への意識も高まり、コロナ禍を経たライフスタイルの変化にも応じた自転車の利活用の促進などにも対応しながら、安全・安心でウォーカブルな誰もが居心地の良い歩きたくなるまちの実現にも資するような自転車利活用を促進する環境を整えていかなければなりません。

このたび、これまでの総合計画による取組実績も踏まえ、誰もが主役で、みんなでつながり、住み続けたい、住みたい、訪れたい「憧れのまち」を実現できるよう第三次総合計画(素案)をとりまとめました。

目次

第1章 計画策定の主旨

- 1. 計画に関する基本事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (1)計画の目的
 - (2)計画の根拠
 - (3)計画の区域
 - (4)計画の期間(目標年次)
 - (5)計画の位置づけ
 - (6)役割

第2章 これまでの取り組みを踏まえた現状と課題

- 1. これまでの経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - (1)第一次総合計画における到達点
 - (2)第二次総合計画における取り組みと課題
 - (3)第三次総合計画における事業実施に向けて

第3章 取組みスタンスと目指す方向性

- 1. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3. 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4章 具体的な施策

- 視点1. はしる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - ① 自転車走行空間整備の推進
 - 施策①-1 自転車走行空間整備の推進

視点2. いかす・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

① シェアサイクルの促進

施策①-1 シェアサイクルの促進

施策①-2 自転車(自家用自転車・シェアサイクル)等の活用に向けて情報発信

視点3. まもる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

① 自転車利用時の交通ルール遵守やマナーの向上

施策①-1 「はしる」「とめる」に関する交通ルール遵守やマナーの向上を推進

施策①-2 電動キックボード利用者や、モペットを活用する配達業務従事者への
交通ルール遵守やマナーの向上を推進

施策①-3 来街者や外国人に向けた交通ルール遵守やマナーの周知の推進

施策①-4 自転車用ヘルメットや自転車損害賠償保険等の加入のさらなる普及促進

② ライフステージに合わせた交通安全教育の実施

施策②-1 幼児・児童・生徒・学生等に向けた交通安全教育の充実

施策②-2 子育て世代及び高齢世代に対する交通安全教育の充実

施策②-3 イベントを活用した交通安全教育に促進

視点4. とめる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

① 駐輪場の整備

施策①-1 利便性の向上

施策①-2 計画的再整備(新築・建て替え・大規模修繕等)、適正確保

施策①-3 管理運営方式の見直し

施策①-4 各駅の整備方針

② 放置自転車対策の推進

施策②-1 啓発活動の強化

施策②-2 放置自転車撤去の強化

第1章

計画策定の主旨

1. 計画に関する基本事項

(1) 計画の目的

自転車は、日常生活に「利便」と「健康」と「楽しさ」をもたらし、環境負荷を軽減する重要な交通手段であり、交通安全を確保しながら快適に便利に利活用できるように安全利用や走行環境を整備し、駐輪場の再整備や放置自転車対策等の関連施策に効率的に取り組み、持続可能で誰もが居心地の良い歩きたくなるまちの実現に資することを目的とする。

(2) 計画の根拠

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下、「自転車法」といいます。）

(3) 計画の区域

本計画の対象区域は、区内全域とします。

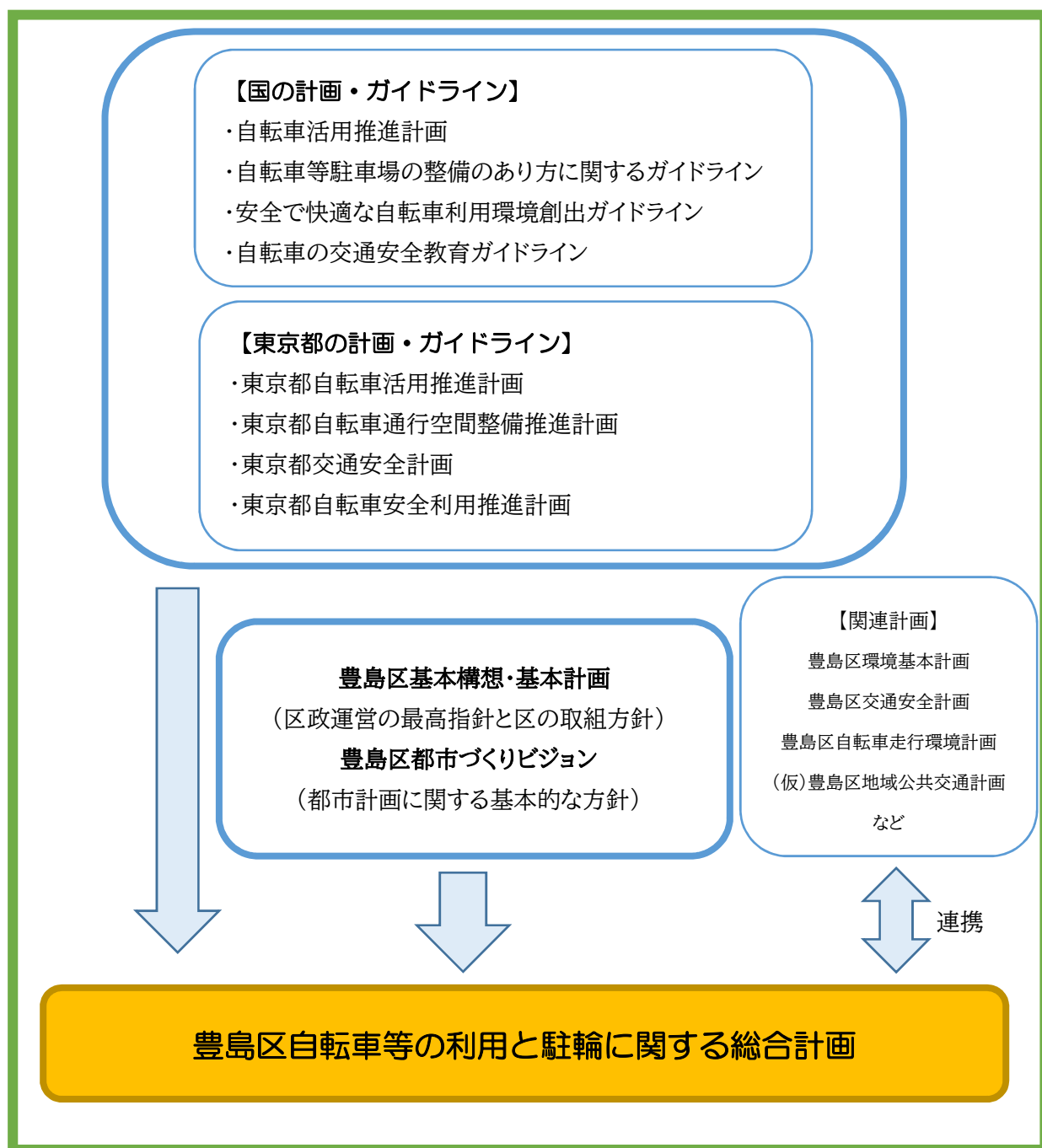
(4) 計画の期間（目標年次）

本計画の期間は、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とし、最終年度を目標年次とします。

(5) 計画の位置づけ

本計画は、自転車法第7条第1項に基づく自転車等の駐車対策の法定計画です。
(以下、「総合計画」といいます。)

総合計画は、豊島区基本構想・基本計画、豊島区都市づくりビジョン及び豊島区交通安全計画等との整合・連携により、安全・安心なまちづくりや生活の質の向上や環境への貢献とあわせ、単に自転車等の駐輪対策にとどまらず、その利用に関する総合的な施策の指針を示すものです。



(6) 役割

総合計画で定めた施策を効果的に推進し、実効性のあるものとするために、以下のとおり自転車等の利用者、区民、行政や関係団体がそれぞれの立場で主体となって自転車に関する課題を考え、行動し、役割を果たすとともに、互いに緊密な連携を図りながら、実現を目指すものとします。

① 自転車等利用者

自転車等利用者は、快適な自転車利用を享受するため、適正ではない自転車等利用や放置が、通行の障害となり、救急活動や美観を損ねるなど街にもたらす様々な弊害をきちんと認識し、自転車等の利用にあたっては法令を遵守し、適正に利用するものとします。

② 区民・来街者

区民・来街者は、ウォーカブルなまちを実現するため、適正ではない自転車等の利用や自転車等の放置について、利用者の問題ではなく地域の課題としての自覚を持ち、自ら主体的にその解決に向けて、取り組むとともに、他の主体と連携して積極的に課題に取り組むものとします。

③ 区

豊島区は、計画の目的を達成できるよう、自転車等に関連する様々な課題に対応すべく、国や都、近隣自治体、区民等、他の多様な主体と連携しつつ、自転車等の安全利用の推進、放置自転車等防止対策の推進、駐輪場の整備の推進等により、自転車等に関連する課題に対して総合的に取り組むものとします。

④ 道路管理者

道路管理者は、計画の目的を達成できるよう、駅周辺や集客施設周辺の道路に多くの自転車等が放置されている実態を踏まえ、主体的に対策を講じるものとします。また、自転車法や道路法の趣旨に則り、駐輪場の整備に努めるとともに、区から用地の提供について申し入れがあった場合には、積極的に協力するものとします。あわせて、自転車走行空間の整備については、関係者と連携して取り組むものとします。

⑤ 鉄道事業者

鉄道事業者は、計画の目的を達成できるよう、自転車法及び関係省庁の通達等に則り、自転車関連の課題克服に向けて、取り組みを推進します。また、区や関係機関との適切な連携のもとで、駅や駅ビル周辺の駐輪場整備や、放置防止の啓発活動等により放置自転車問題等の解決に努め、区の施策に積極的に協力するものとします。

⑥ 警察

警察は、計画の目的を達成できるよう、交通管理者として、自転車安全教室や交通安全キャンペーン等を通じて、自転車等の正しい利用を促進し、自転車等の事故防止を図るものとし、また、「自転車安全利用五則」等、自転車等の正しい通行に関する広報啓発活動を推進するものとし、さらに、道路交通法に基づく交通管理者の責務を果たすため、良好な道路環境の確保に努めるものとし、あわせて、道路法に基づき、道路上の駐輪場の設置について、区から協力を求められた場合には、積極的に協力するものとし、

⑦ 集客施設の設置者及び管理者

集客施設の設置者及び管理者は、計画の目的を達成できるよう、「豊島区自転車等の放置防止に関する条例」に基づき駐輪場の附置義務を遵守するとともに、区と連携し、自転車等で施設に来場される方へその適正利用の呼びかけを行い、施設周辺の自転車等の整理、自転車等の放置防止施策に積極的に協力するものとし、あわせて、附置義務適用外の施設についても必要規模の駐輪場の設置に努めるものとし、

⑧ シェアサイクル事業者

シェアサイクル事業者は、計画の目的を達成できるよう、区民と利用者の安全や適正・適切な自転車等の利用を推進するため、法令遵守教育や周知啓発活動等を積極的に行うとともに、放置自転車の削減、利用者の健康増進、環境対策として温室効果ガスの排出量削減など、地域課題の解決に向けて、都及び区と施策の連携、協力するものとし、

⑨ 豊島区自転車等駐車対策協議会

自転車法第8条に基づく、「豊島区自転車等駐車対策協議会」の招集を同協議会の会長に要請し、本計画における事業内容及びその進捗状況について協議し、意見を述べるものとし、

※「駐輪場」表記について

駐輪場は、自転車法第2条で、「自転車等駐車場」と定義されておりますが、本計画においては、より分かりやすい一般的な表現として、「駐輪場」と表記いたします。

第2章

これまでの取り組みを踏まえた現状と課題

1. これまでの経緯

(1) 第一次総合計画における到達点

区は、第一次総合計画において、鉄道事業者や道路管理者等の協力を得ながら、平成27年(2015年)4月現在で6,794台(策定当初目標6,500台)の駐輪場を整備するとともに、放置自転車の撤去・啓発活動を強化しました。その結果、平成11年度(1999年度)には1日当たり14,688台(東京都統計、毎年10～11月の平日・晴天時11時ごろ)の区内放置自転車は、平成27年度(2015年度)には、925台まで大幅に減少させ、大きな成果を収めました。

(2) 第二次総合計画における取り組みと課題

第一次総合計画の取り組みによって、放置自転車対策については、一定の目途が立ったことから、第二次総合計画では、平成28年に制定された自転車活用推進法を見据え、自転車走行環境の整備を行うこととしました。なお、引き続き、自転車等の安全利用の推進、放置自転車防止の推進及び駐輪場整備の推進を行っていきます。

① 自転車利活用の総合的な推進

自転車等は、誰もが気軽に利用でき、快適に移動できる乗り物で、日ごろの通勤や買い物など、単なる移動手段に留まらず、健康増進やストレス解消、環境負荷の軽減など日頃の暮らしに様々な面で好影響を及ぼします。

区は、平成30年に「豊島区自転車走行環境計画」を策定し、歩行者、自転車、自動車とともに安全で快適に通行できるよう、自転車走行空間の整備目標を定め、自転車ネットワークの形成を推進してきました。しかしながら、コロナ禍、工事抑制や道路掘削を伴うインフラ工事の競合などもあり、目標の達成が困難な状況となっています。今後、国道、都道、他区道及び警視庁と連携した実効性のある「豊島区自転車走行環境計画」の見直しを行う必要があります。

シェアサイクルは、区が高密度都市であり、ポートを設置できる空地が限られることから現状の民間事業の広がりを踏まえ、周辺区との乗り入れのしやすさや、拠点地域のポートの整備について、さらに普及促進していく必要があります。

② 自転車の安全利用の推進

区の交通事故件数は、近年、大幅に減少していますが、自転車等乗用中の交通事故は、横ばいで推移しています。また、自転車等の事故は、20歳台から50歳台までを中心に、普遍的に発生する傾向があり、法令遵守やマナーの低下が課題となっております。このため、昨今、道路交通法の改正が度重ねて行われ、国を挙げて交通安全対策の強化を行っています。2023年には、自転車用ヘルメットの着用が、全年齢を対象に努力義務化され、2024年には、「ながら運転」や「酒気帯び運転」の禁止、さらに2026年には、自転車の「青切符制度」が導入される予定であり、法令遵守と安全意識の向上が一層求められています。また、電動アシスト自転車や電動キックボード、シェアサイクル等

の普及が進む中で、交通ルールの周知徹底が急務となっています。

区は、このような、道路交通環境の変化に対応するため、交通安全の教育(法制度の理解)や周知啓発を進め、歩行者・自転車等・自動車・その他モビリティが共存できる交通社会の実現を目指します。

③ 駐輪場整備の推進

区は、自転車等の大型化・重量化に対応するため、この10年間で、「思いやりゾーン」を4施設71台分整備しましたが、さらに大型化・重量化のニーズがより高まっていることから、これに対応した整備を行う必要があります。また、自動二輪車の駐車ニーズも増えているため、対応も図る必要があります。平成28年度～平成30年度にかけて、池袋駅北駐輪場の休止や利用しにくいラックの撤去、巣鴨駅北駐輪場のサイクルツリーの故障による一部休止、池袋駅西駐輪場の改装などにより、約2,000台の収容台数を削減しました。今後、区内の自転車等の利用実態に合わせて、収容台数の見直しや適正配置(新規整備や廃止等)を行っていく必要があります。また、駐輪場収支の現状は、駐輪場に係る賃借料を除いても、歳出が歳入を相当上回っており、今後、建て替えや大規模な設備更新を見据えると、民間資金やノウハウを活用した適切な事業者による効率的な管理運営を図る必要があります。

④ 放置自転車等防止の推進

区は、放置自転車クリーンキャンペーンなどを地元企業や町会、商店会等とともに実施し、啓発活動や放置自転車の警告、撤去の強化を行ったことにより、放置自転車は、令和6年度(2024年)には、ピーク時と比べて約95%減の714台まで減少しました。また、最近の傾向として、夕方から夜間にかけて集客施設周辺の放置が多い状況です。このため、区は、民間駐輪場の設置促進の他、集客施設と連携した啓発活動や附置義務駐輪場の活用促進などの検討を行っていきます。また、一部の駐輪場では、開場時間の見直しや満空情報をリアルタイムで提供するなど、利便性に資する取り組みを行ってきました。昨今、全国的に、駐輪場でもDX化を推進する傾向がみられ、多様なキャッシュレス化や定期利用のオンライン化、無人ゲートの設置など、管理運営の効率化や利便性の向上を行っていく必要があります。

(3) 第三次総合計画における事業実施に向けて

第三次総合計画策定に当たり、引き続き、充実した課題の解決に向けて、取り組みを進めるとともに、コロナ禍により、ライフスタイルの変化、ウォークブルで居心地の良いまちづくりの推進が求められていることを踏まえ、自転車施策を進める必要があります。

第3章

取組みスタンスと目指す方向性

1 目標

区民・来街者・民間事業者・行政など多様な主体が、自転車等を通じて、まちづくりの方向性を共有できるよう、目標と基本方針を明確にします。

誰もが居心地の良い歩きたくなるまちの実現に向けて、自転車を活かした、安全快適で便利な暮らしの実現と、持続可能なまちに資する交通環境づくり。

2 基本方針

目標の実現に向かって基本方針を、自転車に関わる活動である、「いかす」「はしる」「まもる」「とめる」の4つの視点で設定し、具体的な施策を次章に示します。

自転車等の利活用にあたって、ウォーカブルなまちの実現に向けて、快適にはしる・暮らしにいかす・ルールをまもる・適切にとめる環境を整備する。

3 進行管理

本計画は、豊島区自転車等駐車対策協議会にて、計画全体の進捗状況を確認し、評価・見直しを実施します。また、本計画の進捗状況を確認しつつ、取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、国や都等の動向や社会情勢を踏まえ、計画の後期を迎えるに当たり中間見直しを行うものとします。

第4章

具体的な施策

視点1 はしる

① 自転車走行空間整備の推進

施策①-1 自転車走行空間整備の推進

- ・生活道路が多い区の実情を踏まえ、自転車走行空間の整備を着実に推進するため、「豊島区自転車走行環境計画」を実効性の高いものへ見直すことを検討します。
- ・国道、都道、他区道との連続性を確保するため、各道路管理者と整備時期等について、連携かつ協議を実施していきます。さらに、定期的に開催する豊島区道路工事調整協議会（道路管理者、上下水道、電気、ガス等の各インフラ企業が集まり、工事計画を調整する協議会）で情報共有し、効果的に整備を推進していきます。
- ・自転車走行空間の計画対象路線に含まれていない道路についても、自転車等の事故発生状況等を勘案し、警察と協議しながら、新規整備の必要性を検討していきます。
- ・自転車走行空間の正しい利用を促進していくため、利用者への交通ルール遵守やマナー向上の啓発・周知を「まもる」施策と連動して実施します。



区内の自転車走行空間整備済路線(19路線、5.4 km整備:令和 6 年度末)

視点2 いかす

① シェアサイクルの促進

施策①-1 シェアサイクルの促進

- ・(仮)豊島区地域公共交通計画に公共交通の補完として、シェアサイクルを位置付けることを検討します。
- ・区内の拠点となる道路や公園等にポートの設置を検討します。
- ・区は、複数の民間事業者による共同利用の仕組みづくりを図っていきます。
- ・区内の民間事業者によるシェアサイクルの普及状況を踏まえ、様々な空地を活用して、サイクルポート設置の推進を図っていきます。

施策①-2 自転車(自家用自転車・シェアサイクル)等の活用に向けて情報発信

- ・区は、自転車利用に役立つ情報を整理し、自転車活用MAPを作成、活用することで、まちの回遊性を高めます。
- ・区は、自転車を様々な場面で活用することで、健康増進やまちの活性化につながるよう、交通安全イベント等を通じて、情報発信します。
- ・令和6年7月に改定された、国土交通省(自転車活用推進官民連携協議会)による「自転車通勤導入に関する手引き」は、企業などが過度な負担なく、円滑かつ適切に自転車通勤制度を導入できるように策定した手引きです。区は、この手引きについて、ホームページ等で周知し、事業者の自転車通勤を促進します。



区内のシェアサイクルの展開状況

視点3 まもる

区は、国や都、警察とともに、町会、商店会、学校、民間事業者、交通安全協会など地域と連携し、交通ルール遵守とマナーの向上に向け、ライフステージ別の交通安全教育を推進します。全ての年齢層で、交通教育・啓発を充実させ、事故の実態を踏まえた交通安全教育を推進します。これらの取組みを通じて、すべての区民が安心して自転車等を利用できる環境をつくります。

① 自転車等利用時の交通ルール遵守やマナーの向上

施策①-1「はしる」「とめる」に関する交通ルール遵守やマナーの向上を推進

- ・国や都、警察、交通安全協会、NPO団体、民間事業者と連携し、効果的な交通ルール遵守やマナーの向上への周知活動を実施していきます。
- ・区内主要駅前でのキャンペーン等を通じて、交通安全啓発、放置自転車防止、駐輪場利用促進につながる街頭周知啓発活動を行っていきます。
- ・自動車の円滑な車道通行を図るために、警察と連携し開催する運転手講習会などを通じて、自動車の適正な駐車（違法駐車防止）を呼びかけます。
- ・駅周辺、自転車事故が多発する地点や、ウィロード等、人通りが多く安全確保がより重要な場所で、警察や地域との連携を強化し、警察の行う取締りや指導に合わせ、自転車利用の際の交通ルール遵守やマナー向上などの啓発活動を行います。
- ・都が主体的に行う「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」等を通じて、警察、交通安全協会や、鉄道事業者等と連携して啓発活動を実施します。



街頭周知啓発活動
(交通安全啓発・放置自転車防止など)



東京都・警察署・地域団体・
区合同の交通安全啓発活動

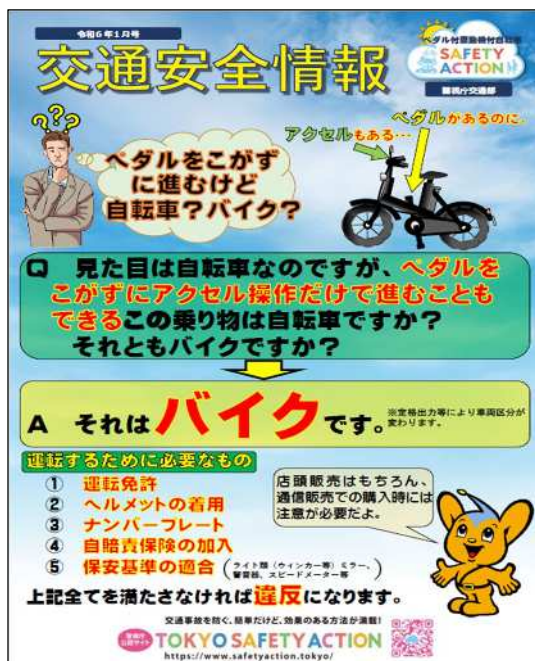


交通安全啓発活動(ウイロード)

施策①-2 電動キックボード利用者や、モペットを活用する配達業務従事者への交通ルール遵守やマナーの向上を推進

電動キックボードやモペット等の危険運転を指摘する区民の声は後を絶ちません。複雑化している道路交通法令の周知をさらに徹底させ、正しい利用を啓発していく必要があります。

・電動キックボードなどの新たなモビリティに関する違反事例や事故分析等の情報収集を行い、都や警察、モビリティ団体やフードデリバリーサービス関係団体と連携し、街頭指導やポスター・チラシ・X等のSNS発信等による周知・啓発を行います。



交通安全啓発(ポスター・チラシ・SNS 発信)

施策①-3 来街者や外国人に向けた交通ルール遵守やマナーの周知の推進

区内への来街者や外国人は、増加傾向にあり、電動キックボードやシェアサイクルなどの利用も見られます。しかしながら、日本の道路交通法令やマナーの理解が低い傾向がみられ、交通事故や危険運転等も発生しています。

このため、周知啓発ツール類の多言語化や、教育機会の充実を進め、来街者や外国人に向けて交通安全の周知徹底を図ります。

- ・来庁時や、駅前・交差点での街頭周知啓発活動において、多言語対応した交通安全啓発冊子や、チラシなど作成配布します。
- ・X等の各種SNS発信による周知・啓発を行います。
- ・外国人留学生の多い各種学校等と連携し、啓発活動を行います。

自転車の安全利用ガイド
Safety Guidelines for Cyclists
自行车安全使用指南
자전거 안전 이용 가이드

English 中文 한국어

自転車安全利用五則 FIVE RULES FOR SAFE CYCLING 自行车安全驾驶 5个规则 자전거 안전 이용 5대 원칙

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先

CYCLE ON THE ROAD AND KEEP LEFT.
IF YOU HAVE TO USE THE SIDEWALK, PEDESTRIANS HAVE THE RIGHT OF WAY.

原則上走车道、左側通行
也有例外可以走步行道、行人优先

원칙적으로 차도의 좌측을 통행해야 하고 인도 주행은 예외 보행자 우선권을 잘 지킬 것

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

STOP AT A RED SIGNAL OR STOP SIGN AT AN INTERSECTION.
LOOK BOTH WAYS BEFORE PROCEEDING.

在经过路口时，要按照信号灯的指示，停车让行，确认安全后通行

교차로에서는 신호 준수와 일시 정지를 하고 안전을 확인할 것

警視庁からのお知らせ Notice from Metropolitan Police Department 東京都警視庁 警察庁

電動キックボード等の安全利用ガイド E-scooter safe use guide 电动滑板车的利用指南~共享服务版~

Hướng dẫn sử dụng xe đạp điện "trung tâm hợp tác dùng" (dùng chung)

전동 킥보드 안전 이용 가이드~공유서비스판~

電動キックボード等を運転する前に Before you ride an e-scooter. 使用开始前 注意事项

第16歳未満は運転禁止 又貸しも禁止

A person under 16 may not ride or lend e-scooters.

未满16周岁禁止骑车并禁止转借给别人。

Người dưới 16 tuổi không được đi xe đạp điện và cho người khác mượn xe

未满16岁禁止骑车并不得借给别人使用。

自分の安全のためヘルメットを着用しましょう。 Wear a helmet for your safety. 为了自己的安全，戴好安全帽。

飲酒運転禁止 一度でも飲んだら運転できません。

Drink-driving is prohibited. Regardless of the amount, you may not ride after drinking alcohol.

禁止酒后骑车 一旦喝了一滴酒就不能骑车。

Cấm không được đi xe có nồng độ cồn dù là một chút

严禁酒后驾车 即使只喝了一点点酒也不能开车。

自分の安全のためヘルメットを着用しましょう。 Wear a helmet for your safety. 为了自己的安全，戴好安全帽。

飲酒運転禁止 一度でも飲んだら運転できません。

Drink-driving is prohibited. Regardless of the amount, you may not ride after drinking alcohol.

禁止酒后骑车 一旦喝了一滴酒就不能骑车。

Cấm không được đi xe có nồng độ cồn dù là một chút

严禁酒后驾车 即使只喝了一点点酒也不能开车。

主な交通ルール ~原則は車道通行~

Keep to the left side of the road. On multiple-lane roads, travel on the far left lane.

在车道左侧通行 有数条车道的路，在最左侧的车道通行。

Hãy đi bên trái đường Khi có nhiều làn đường thì hãy đi trên làn đường bên trái nhất

在道路左侧行驶 当有多条车道时，请在最左侧的车道行驶。

車道の左側を通行 車道の左側を通行 車道の左側を通行

Travel on the bicycle exclusive lanes.

在自行车专用道通行。

Hãy đi trên đường dành cho xe đạp

在自行车专用道上行驶。

信号を守る Obey traffic signals. 看好红绿灯。

停止線で停止して安全確認

Make a complete stop at a stop line and ensure safety.

要在停止线前停止瞭望，确保安全。

Hãy làm theo tín hiệu đèn giao thông Bưu nhân dừng lại một lúc trước vạch dừng và nhìn lại hai bên đường để đảm bảo an toàn

要按照交通信号灯的指示，在停止线前停车并观察两侧道路以确保安全。

警視庁 Metropolitan Police Department 警視庁 東京都警視庁 警察庁

自転車安全利用啓発と電動キックボードの多言語化した安全利用ガイド

施策①-4 自転車用ヘルメットや自転車損害賠償保険等の加入のさらなる普及促進

- ・警察と連携し、研修会やイベント等で、映像やチラシの活用によるヘルメット着用と自転車損害賠償保険の普及啓発を進めます。
- ・自転車用ヘルメットの買い替え需要を想定して、東京都自転車商協同組合豊島支部と連携して普及啓発を進めます。
- ・ヘルメット利用促進に向け、外出先などで、ヘルメットを自転車本体に固定して盗難を防ぐヘルメットロックについて、効果等を検証していきます。
- ・各種イベントやSNS等を通じて周知啓発を進めます。



自転車を利用するみんなへ

豊島区は自転車用ヘルメットの購入費用の一部を補助します!

道路交通法では、すべての自転車利用者を対象に、自転車用ヘルメット着用の努力義務が課せられています。

自転車事故で死亡した人の多くが、頭部に致命傷を負っています。頭部の損傷を軽減するため、ヘルメットをかぶりましょう。

補助方法

指定の店舗で購入する場合のみ補助となります

対象店舗は裏面をご覧ください

SGマーク または CEマーク が付いたヘルメット1個につき **2,000円** (購入額が9,000円未満の場合はその額まで)

ヘルメットOK? からってGO with QWV
自転車ヘルメットの普及啓発について、QWV(オクト)と一緒に学べる動画です! (ファミリー編)

対象者

- ✓ 豊島区民
- ✓ 区外在住で、区内に在園・在学する中学生以下の方

詳しくは右記のホームページをご覧ください!

豊島区都市整備部土木管理課
TEL. 03-3981-4856 (直通)

自転車用ヘルメットの購入費用の一部補助



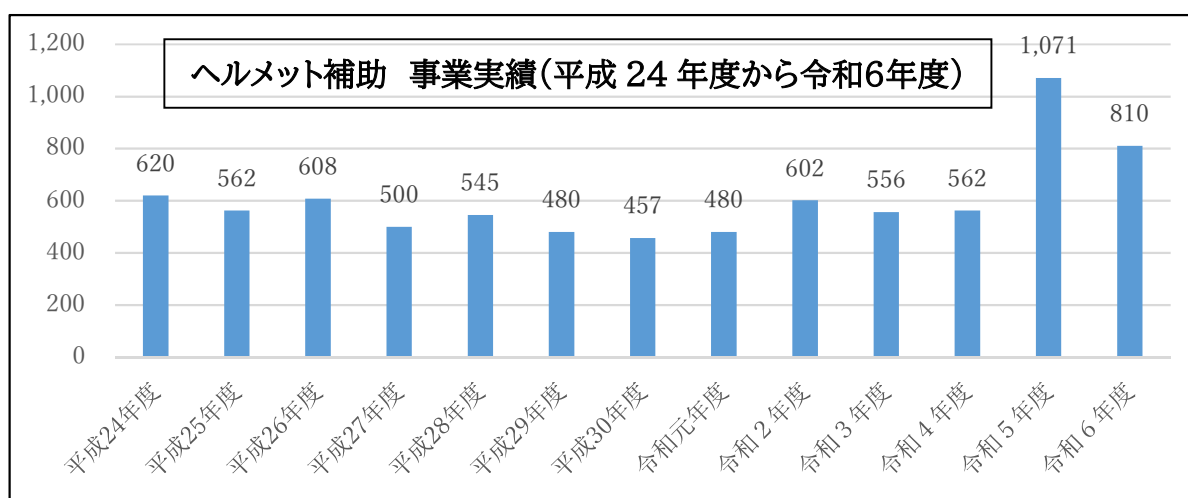
東京都自転車商協同組合豊島支部協力店

豊島区では、自転車ヘルメット普及啓発事業のため東京都自転車商協同組合豊島支部と協定を結んでいます。購入を希望される方は、下記の店舗へ直接お問い合わせください。

店舗名	住所	電話
① ELEVEN CYCLE	豊島区東橋5-15-8 レンゾンスビル1F	03-3949-1114
② サイクルハウスAIBA	豊島区東橋1-2-3	03-3941-8245
③ 山岸モーターズ	豊島区北大塚2-13-3	03-3917-3984
④ (有) 櫻井輪業	豊島区南大塚2-25-12	03-3941-3578
⑤ 玉井モーターサイクル	豊島区池袋本町4-25-8	03-3983-4944
⑥ (有) 久保木サイクル	豊島区池袋2-40-14	03-3916-2063
⑦ サイクルショップ コバヤシ	豊島区池袋4-36-5	03-3982-1541
⑧ 茂野サイクル	豊島区池袋3-63-7	03-3983-1207
⑨ 関東本田商事(株)	新橋区中落合3-24-14	03-3953-6209
⑩ 美輪社	豊島区高田2-10-9	03-3983-6884
⑪ 小嶋サイクル商会	豊島区常野2-10-7	03-3957-0693
⑫ マツダサイクル	豊島区南長崎5-15-6	03-3951-8386
⑬ H.D.S.(エム・ディ・エス)	豊島区千早4-44-8 ハイム平塚1F	03-3956-4314

協力店MAP

東京都自転車商組合豊島支部による事業協力



※区は、平成24年度から幼児を、令和元年より高齢者を補助対象に加えましたが、令和5年度に対象年齢制限を撤廃し、全年齢を対象として補助を拡大いたしました。

② ライフステージに合わせた交通安全教育の実施

施策②-1 幼児・児童・生徒・学生等に向けた交通安全教育の充実

現在、小学生、中学生に対して、各学校で在学中に交通安全教室を実施していますが、幼児や高校生向けの交通安全教育は、必ずしも十分に行われておりません。

このため、区は、幼稚園、保育園から高等学校までの学校関係者等との連携を強化し、成長の各段階に応じた交通安全教育の実施を検討します。

- ・幼稚園や保育園、小学校、中学校、高等学校など、成長段階にあわせた交通安全教育を、警察や学校、ならびに区民ひろば等と連携して実施します。
- ・教育委員会や警察等と連携を図り、中学生が在学中にスクエアード・ストレイト自転車交通安全教室や体験学習できるように、全区立中学校と調整を図ります。また、警察官による交通安全授業開催や、能動的な学習機会の提供にあわせて、交通パンフレットやDVDなどの提供による事業協力を行います。
- ・大学や各種専修学校等と連携した、啓発活動の拡充を図ります。



スクエアード・ストレイト自転車交通安全教室(中学生)



警察官による交通安全授業

年度	実施中学校	管轄警察署
令和元年度	千登世橋中学校、明豊中学校	目白警察署
令和2年度	西巣鴨中学校	巣鴨警察署
令和3年度	西池袋中学校、千川中学校	池袋警察署、目白警察署
令和4年度	池袋中学校、巣鴨北中学校、駒込中学校	池袋警察署、巣鴨警察署
令和5年度	明豊中学校、千登世橋中学校、西巣鴨中学校	目白警察署、巣鴨警察署
令和6年度	西池袋中学校、千川中学校	池袋警察署、目白警察署

近年のスクエアード・ストレイト自転車交通安全教室 実施中学校

施策②-2 子育て世代及び高齢世代に対する交通安全教育の充実

- ・高齢者向け交通安全教育として「豊島区交通安全区民のつどい」を継続的に実施します。
- ・警察や交通安全協会等と連携し、高齢者を対象とした啓発活動を実施します。
- ・自転車用ヘルメットの着用、自転車損害保険等の加入と、高齢者の自動車運転免許の返納を呼びかけます。
- ・子どもの定期健診時や母子手帳の交付時や、区民ひろば等への来館時等、子育てサークル、高齢者クラブ等での集まりに合わせた交通安全教育の充実を進めます。
- ・自転車に関連する事業者や団体と連携し、自転車の乗り方教室などの事業を企画します。



豊島区交通安全区民のつどい



高齢者向け交通安全研修会

※ 令和6年度の交通安全研修会は、全ての「区民ひろば」において延べ46回開催され、高齢者研修会では595人、子育て世代研修会では497人の方が参加しました。

施策②-3 イベントを活用した交通安全教育の促進

自転車等の利用が多く、交通事故も一定数発生している20歳台から50歳台向けの交通安全教育が不足しているため、交通安全イベント等を通じて充実させる必要があります。

- ・区は、区内で開催される様々な地域イベントの主催者に対して、ポスターやチラシ等の提供、SNS等の情報発信などの事業協力を要請します。
- ・警察、交通安全協会及び自転車関連団体による交通安全イベントについて、区も連携し、さらなる交通安全教育を促進します。



交通安全パレード



TOKYO 交通安全キャンペーン

視点4 とめる

① 駐輪場の整備

施策①-1 利便性の向上

- ・自転車の大型化・重量化に対応した駐輪スペースを整備します。
- ・定期利用のオンライン申し込み(複数月を含む)や決済、多様なキャッシュレス決済の導入を検討します。
- ・利用状況の満空情報※をリアルタイムに表示するシステムの導入を検討します。
- ・無人ゲートや遠隔監視システム(防犯カメラ)の導入を検討します。
- ・定期利用と一時利用の収容台数の見直しを行います。

※ 満空情報は、駐輪場の空き状況(空車・満車)を、スマホアプリ、ウェブサイト、場外案内板などで案内するシステムです。



駐輪スペースを通常より広げた「思いやりゾーン」



ゲート入場方式による利便性の高い駐輪場

施策①-2 計画的再整備（新築・建て替え・大規模修繕等）、適正確保

老朽化が進む駐輪場については、安全性・快適性の確保の観点から、再整備を段階的に進めます。また、駅ごとの利用実態や需給状況を踏まえ、駐輪場配置の最適化を図ることで、利用者のニーズに沿った駐輪場の整備を行います。

また、持続可能な交通インフラとして、利用者の多様なニーズに対応し、効率的な管理運営等と利便性を両立した駐輪環境を計画的に整えていきます。

- ・利用者の利用実態を踏まえ、駐輪場の配置の適正化を図ります。
- ・利用者ニーズを踏まえ、利便性やサービス水準の向上に向けて、段階的かつ計画的に整備を実施していきます。

施策①-3 管理運営方式の見直し

社会全体のDX化の流れを踏まえ、無人管理システムや防犯カメラの導入による効率的な管理運営を推進するとともに、自動二輪車への対応も図る必要があります。

・公共駐輪場の経営・管理運営の効率化やサービス向上のため、それに適した公益的団体の活用を図ります。

施策①-4 各駅周辺の整備方針

1. 全駐輪場共通の方針

- ・大型化・重量化した自転車の収容スペースの確保を図ります。
- ・駐輪場の管理運営等の効率化、利便性の向上を図ります。
- ・老朽化した駐輪場は、適宜、再整備(新築、建て替え、大規模修繕等)を行います。
- ・自転車ニーズとの競合を勘案し、第二種原動機付自転車の対応を図ります。

2. 池袋駅周辺の方針

- ・要望の多い路上駐輪場の増設検討や公開空地等を活用した民間駐輪場の新設に向けて協議を進めます。

3. 大塚駅周辺の方針

- ・大塚駅北口及び南口の放置自転車を防止するため、近隣集客施設と協働して、駐輪場利用の促進に努めます。
- ・大塚駅北口第二及び第三駐輪場の利用実態を踏まえ、二段ラック上段の撤去や当日及び定期の利用区分の見直しを行います。
- ・自転車ニーズとの競合を勘案するとともに、交通管理者と協議を行い、第一種原動機付自転車の受け入れを検討します。

4. 巣鴨駅周辺の方針

- ・老朽化した機械式駐輪場(巣鴨北駐輪場)の建て替えを検討します。

5. 駒込駅周辺の方針

- ・駒込駅北駐輪場の二段ラックは、利用頻度が低く、大型化・重量化した自転車に対応していないため、撤去を含めた利活用の検討を行います。
- ・北区民や文京区民の駒込駅北駐輪場利用実態を踏まえ、北区及び文京区に対して、駐輪場新設検討を求め、協議を行います。

6. 北池袋駅周辺の方針

- ・現状、北池袋駅自転車置場は、暫定的な管理運営を行っておりますが、恒久的な駐輪場新設に向けて検討を行います。
- ・現在、特定整備路線補助82号線の用地取得が進んでおりますが、補助82号線の路上駐輪場新設に向けて、東京都第四建設事務所と協議を行います。

7. 下板橋駅周辺の方針

- ・現在、特定整備路線補助73号線の用地取得が進んでおりますが、下板橋駅駐輪は、都市計画道路の予定区域内にあるため、代替整備の検討を行います。また、補助73号線の路上駐輪場の新設に向けて、東京都第四建設事務所と協議を行います。

8. 東長崎駅周辺の方針

- ・現状、鉄道事業者（西武鉄道）が区に協力して整備した駐輪場が設置されており、引き続き、持続可能な管理運営を要請します。

9. 東池袋駅周辺の方針

- ・特定整備路線補助81号線の道路工事施行を踏まえ、代替整備を検討します。

10. 要町駅周辺の方針

- ・要町駅周辺は、都道441号線により南北に分断されており、利用実態や需給状況を踏まえると、北側と南側に分けて駐輪場を設置する必要があります。現状北側は、時間利用専用の要町駅路上駐輪場Bエリアと定期利用専用の要町北駐輪場の2施設を設置しておりますが、需要が多く、十分な供給量を用意できておりません。このため、路上駐輪場の増設や新たな駐輪場整備の検討を行います。
- ・路上駐輪場以外の駐輪場は、民間敷地を借用しており、持続可能な管理運営を図るため、公有地を活用した駐輪場整備を検討します。

11. 千川駅周辺の方針

- ・千川駅周辺は、都道441号線により南北に分断されており、利用実態や需給状況を踏まえると、北側と南側に分けて駐輪場を設置する必要があります。路上駐輪場以外の駐輪場は、民間敷地を借用しており、持続可能な管理運営を図るため、公有地を活用した駐輪場整備を検討します。
- ・現状、板橋区民の利用も多いことから、板橋区に対して、駐輪場新設検討を求め、協議を行います。

12. 西巣鴨駅周辺の方針

- ・現状、北区民の利用も多いことから、北区に対して、駐輪場新設検討を求め、協議を行います。

13. 新大塚駅周辺の方針

- ・現状、需要量に対して、供給量が不足しているため、新たな駐輪場整備を検討します。
- ・都市計画道路補助80号線の拡幅整備で、路上駐輪場の新設を検討します。
- ・現状、文京区民の利用も多いことから、文京区に対して、駐輪場新設検討を求め、協議を行います。

14. 高田馬場駅周辺の方針

- ・隣接する新宿区と協働し、将来の駐輪場整備等の協議を行います。

15. 雑司が谷駅周辺方針

- ・現在、東京都が道路工事を施工している都市計画道路環状第5号の1号線により、将来的に自転車利用の変化が見込まれます。道路工事の進捗に応じて、需給調査を実施し、駐輪場の再配置や新規整備の検討を行います。

16. 板橋駅周辺の方針

- ・隣接する板橋区や北区と協働し、将来の駐輪場整備等の協議を行います。

② 放置自転車対策の推進

施策②-1 啓発活動の強化

放置自転車対策の実効性を高めるためには、利用者一人ひとりの意識改革が不可欠です。区は、放置防止に資するための駐輪場整備と駐輪場への誘導を図り、さらには「放置自転車対策キャンペーン」などの啓発活動を継続し、町会・商店街・事業者・地域住民と連携した「放置しない・させないまちづくり」を進めます。放置の多いエリアでは、警告チラシの配布や現地指導を強化し、集客施設等と協働した周知・啓発を行うことで、適正な駐輪マナーの定着を図ります。

- ・「放置自転車対策キャンペーン」等の啓発活動を継続し、町会・商店会・民間企業・地域住民と一体となって取り組む「放置自転車のないまちづくり」を推進します。
- ・放置が多い場所で警告チラシの配布や、駐輪場の適正利用を指導します。



駅前放置自転車クリーンキャンペーン

施策②-2 放置自転車撤去の強化

放置自転車は、歩行者の通行を妨げ、景観や安全性を損なう要因となっています。区が令和7年度に実施した自転車等駐車実態調査では、特に集客施設周辺や夕方以降に放置の集中する傾向が明らかになりました。区は、こうした傾向を踏まえ、放置自転車の多い夕方から夜間にかけて巡回・撤去の強化、警告札の貼付、短時間放置への重点的な指導を実施します。また、敷地と公道を跨ぐ放置への対応方策を検討し、効果的かつ持続的な放置防止対策を推進します。

- ・放置自転車の多い、夕方から夜間を中心に、啓発活動、巡回及び撤去を強化することで、放置防止を図ります。
- ・敷地と公道を跨ぐ放置自転車については、効果的な対応策を検討します。
- ・放置禁止区域の拡大の検討を行います。
- ・短時間放置の多い集客施設周辺では、指導員を重点的に配置し、警告札の貼り付けなどの啓発活動を積極的に行います。また、集客施設等に対しては、個別協議を行い、民間駐輪場設置の促進や施設管理者と連携した啓発活動を行います。
- ・附置義務駐輪場は、集客施設と連携のうえ、実態把握を行い、放置自転車の解消につながるような附置義務駐輪制度の見直しの必要性を検討します。



集客施設周辺で放置される自転車



敷地と公道を跨いで放置される自転車